

港区の街づくり

令和5年度（2023年度）版 事業概要

港区街づくり支援部

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

目 次

第1章 総 説

港区基本構想について	3
港区基本計画について	4
港区基本計画の政策とSDGsとの関係	6
1-1 街づくり支援部各課の分掌事務	8
1-2 街づくり支援部の組織図	10
1-3 街づくり支援部の各課別職員数	11
1-4 土木費事業別決算額	12

第2章 街づくりの総合計画

2-1 まちづくりマスタープラン	19
2-2 景観計画	21
2-3 住宅基本計画	23
2-4 緑と水の総合計画	25
2-5 防災街づくり整備指針	27
2-6 低炭素まちづくり計画	29

第3章 地区別の街づくり

3-1 まちづくりガイドラインなど	
(1) 新橋・虎ノ門地区	33
(2) 六本木・虎ノ門地区	34
(3) 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区	35
(4) 青山通り周辺地区	36
(5) 三田・高輪地区	37
(6) 白金高輪駅東部地区	38
3-2 都市計画決定による街づくり地区一覧	39
3-3 芝地区のまちづくり	
(1) 環状第二号線新橋・虎ノ門地区	45
(2) 虎ノ門駅南地区	46
(3) 愛宕地区	47

(4)	新橋田村町地区	48
(5)	汐留地区	49
(6)	浜松町駅西口地区	50
(7)	三田小山町地区	51
(8)	三田三・四丁目地区 ※高輪地区を含む	52
(9)	虎ノ門一・二丁目地区	53
(10)	虎ノ門・麻布台地区 ※麻布地区を含む	54
(11)	ふ頭再開発 ※芝浦港南地区を含む	55
(12)	虎ノ門二丁目地区	56
3-4	麻布地区のまちづくり	
(1)	西麻布三丁目北東地区	57
3-5	赤坂地区のまちづくり	
(1)	北青山三丁目地区	58
(2)	赤坂二丁目地区	59
(3)	赤坂七丁目2番地区	60
(4)	赤坂二・六丁目地区	61
(5)	神宮外苑地区	62
3-6	高輪地区のまちづくり	
(1)	白金一丁目東部北地区	63
(2)	白金一丁目西部中地区	64
3-7	芝浦港南地区のまちづくり	
(1)	田町駅東口北地区	65
(2)	芝浦一丁目地区	66
3-8	品川駅周辺のまちづくり	
(1)	品川駅周辺の都市基盤整備	67
(2)	品川駅北周辺地区	68
(3)	品川駅街区地区	69
(4)	品川駅西口地区	70
3-9	地区まちづくりに係る支援制度	71

第4章 住宅事業

4-1	区民向け住宅事業	75
4-2	建築物耐震診断等の助成	77
4-3	分譲マンション等支援	81
4-4	単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する指導	82
4-5	港区開発事業に係る定住促進指導	83
4-6	マンション管理・修繕等に関する普及・啓発事業	84
4-7	マンション管理・修繕等に関する相談・支援事業	85
4-8	エレベーター改修の助成	87

第5章 都市計画

5-1	都市計画と都市計画決定	91
5-2	地域地区	95
5-3	開発許可制度	97
5-4	都市計画施設	99
5-5	風致地区の許可	101

第6章 公共施設の管理・整備

6-1	道路の管理	
(1)	道路管理	105
(2)	占用	108
6-2	道路の整備	
(1)	歩車共存道路の整備	110
(2)	歩道の整備	111
(3)	遮熱性舗装・保水性舗装の推進	112
(4)	都市計画道路の整備	113
(5)	電線類の地中化	115
(6)	細街路の整備	116
6-3	道路の維持	
(1)	道路維持	117
(2)	掘削道路復旧・特殊車両通行許可	118
(3)	私道整備	119
(4)	街路灯	120
(5)	道路植栽	121
(6)	その他 交通安全施設・坂名標識・公衆便所	122
6-4	橋りょうの整備・維持	123
6-5	公園等の整備・維持	
(1)	公園・児童遊園の整備	124
(2)	公園・児童遊園の維持等	125
(3)	緑地の整備・維持	126
(4)	遊び場の整備・維持	127
(5)	都市計画公園の整備	128
6-6	河川等の管理	129
6-7	水防	
(1)	水防計画	130
(2)	雨水流出抑制施設設置指導	132

第7章 景 観

7-1	景観事業	135
7-2	屋外広告物	136

第8章 建築行政

8-1	建築確認申請等	139
8-2	諸証明等の発行	140
8-3	建築物等の調査・報告	141
8-4	建築行政に関する要綱等	142
8-5	地盤情報システム	144
8-6	建築物に関する紛争の調整	145
8-7	違反建築工事の防止と是正	146
8-8	分別解体等の届出等	147
8-9	道路位置指定	148

第9章 土地情報及び土地取引の規制

9-1	土地情報	151
9-2	土地価格の動向	153
9-3	土地取引に関する届出等	155

第10章 交 通

10-1	交通安全対策	159
10-2	放置自転車対策	164
10-3	駐車場の整備	169
10-4	交通体系の整備	170
10-5	自転車シェアリングの推進	176

第11章 付属機関

11-1	都市計画審議会	179
11-2	建築審査会	182
11-3	建築紛争調停委員会	183
11-4	地区まちづくりルール認定審査会	184
11-5	景観審議会	185

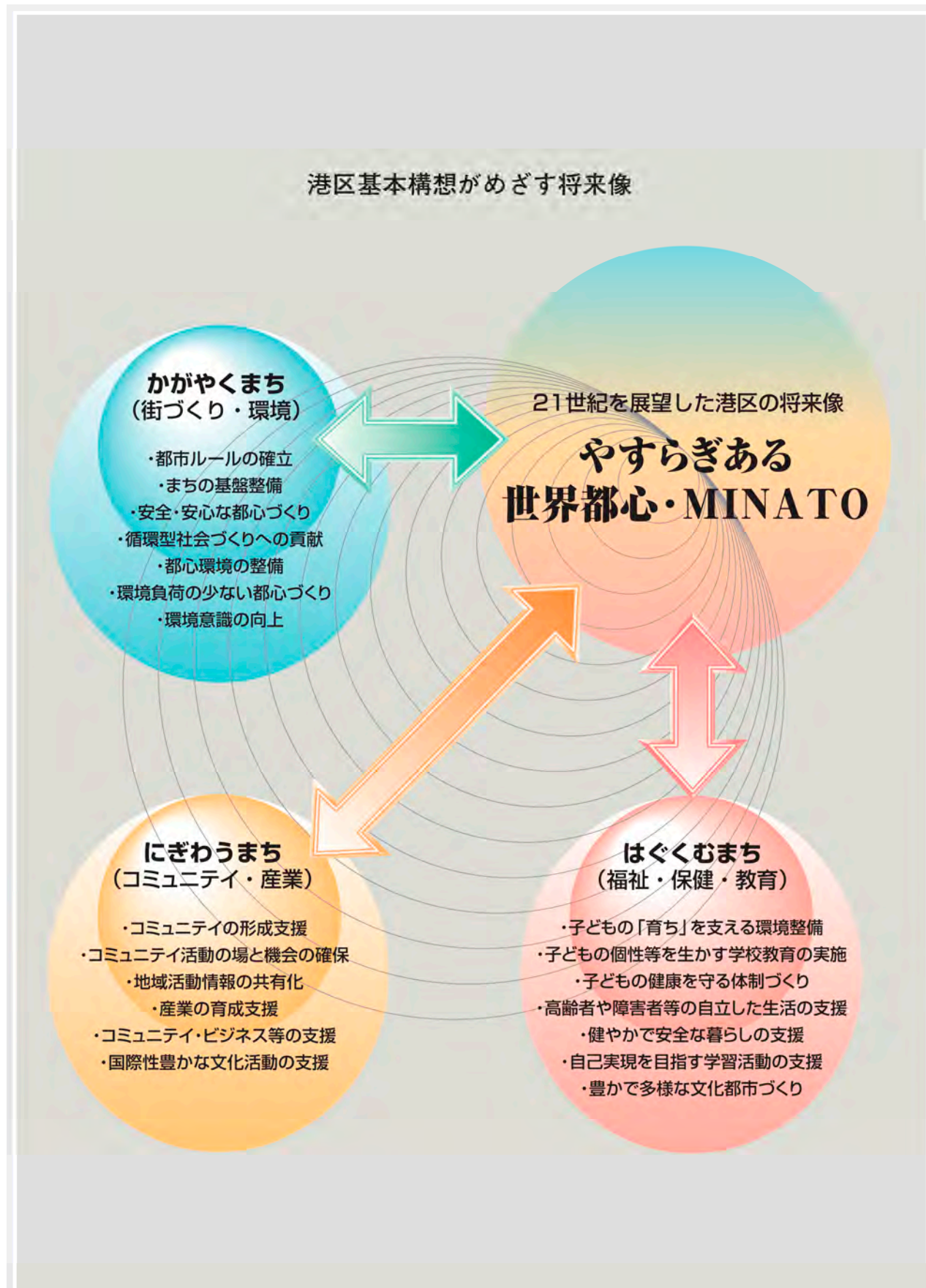
関係資料

1	関係機関一覧	189
2	主な刊行物、報告書一覧	191
3	彫刻設置一覧（彫刻のある街づくり事業）	194
4	街路灯一覧	194
5	年度別コミュニティ道路整備一覧	195
6	区立公園一覧	199
7	児童遊園一覧	201
8	緑地一覧	203
9	遊び場（遊休地の一時開放）	204
10	公衆便所一覧	205
11	自転車等駐車場一覧	206
12	自転車等一時保管所一覧	208
13	指定管理者制度導入所管施設一覧	209

第1章 総説

港区基本構想について

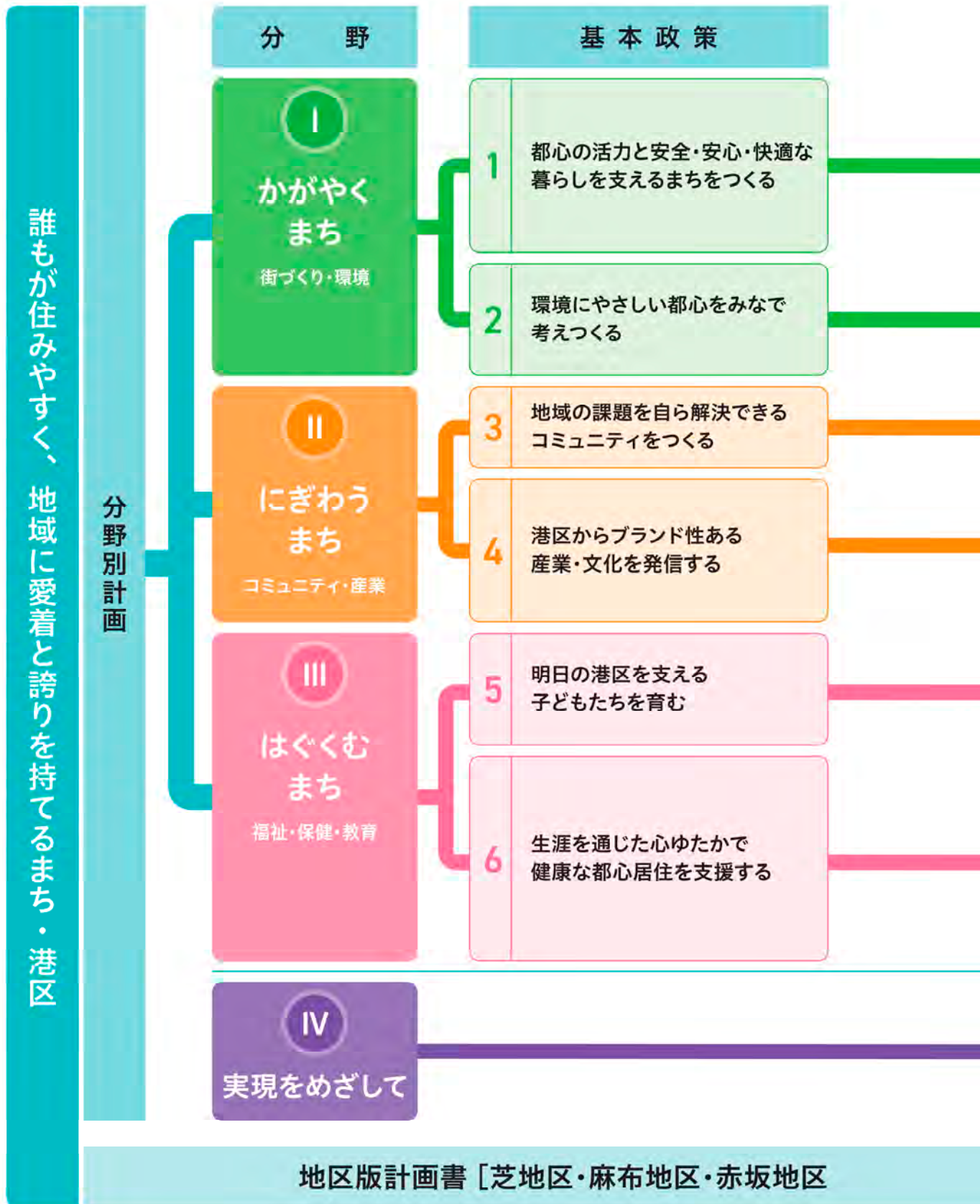
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	9	11	15	17															
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	3	4	5	6	9	11	13	15	17										
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	3	11	17																
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	1	5	6	11	13	17													
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	1	4	10	11	12	14	15	16	17										
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	2	3	4	8	9	11	12	13	14	15	17								
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	4	6	7	8	9	11	13	14	15	17									
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	3	4	7	11	12	13	14	15	17										
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	11	17																	
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	3	4	10	16	17														
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	4	8	9	17															
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	4	8	9	12	17														
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を展開する	8	12	17																

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。

4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	5 ジェンダー平等を實現しよう 	目標5 ジェンダー平等を實現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	6 安全な水とトイレを世界中に 	目標6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する	11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする	12 つくる責任 つかう責任 	目標12 つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
16 平和と公正をすべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める																				
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する																				
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する																				
17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する																				
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する																				
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する																				
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する																				
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する																				
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する																				
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する																				
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する																				
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する																				
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する																				

1-1 街づくり支援部各課の分掌事務 ‹‹内は係名 令和5年4月1日現在

都市計画課 ‹‹管理係、都市計画係、街づくり計画担当››

- 1 街づくりの総合的な計画及び調整に関する事。
- 2 都市計画に関する事。
- 3 土地取引の届出受付に関する事。
- 4 部の調整管理に関する事。

住宅課 ‹‹住宅管理係、住宅支援係、住宅政策担当››

- 1 区民向け住宅に関する事（使用料等の滞納に係る訴訟及び和解を含む。）。
- 2 住宅政策の企画、計画及び調整に関する事。
- 3 開発事業に係る定住促進に関する事。
- 4 マンションに係る管理運営の支援等に関する事。

建築課 ‹‹建築事務係、建築審査係、建築企画担当、構造・耐震化推進係、建築設備担当、建築監視担当、建築紛争調整担当››

- 1 建築行政の企画、調査、指導及び誘導に関する事。
- 2 建築物等の確認及び許可に関する事。
- 3 違反建築物の調査及び是正措置に関する事。
- 4 建築紛争の予防及び調整に関する事。

土木課 ‹‹事業用地係、土木計画係、監察指導係››

- 1 土木施設の計画及び調整に関する事。
- 2 都市計画事業等に関する事。
- 3 水防計画等に関する事。
- 4 土木施設の監察に関する事。
- 5 土木施設の占用及び工事に係る調整に関する事。
- 6 車両の通行に関する事。

土木管理課 ≪土木管理係、境界確定担当、施設調整係≫

- 1 土木施設の財産管理に関すること。
- 2 道路台帳等に関すること。
- 3 道路等の境界確定に関すること。
- 4 地籍調査に関すること。
- 5 開発に伴う土木施設の協議に関すること。

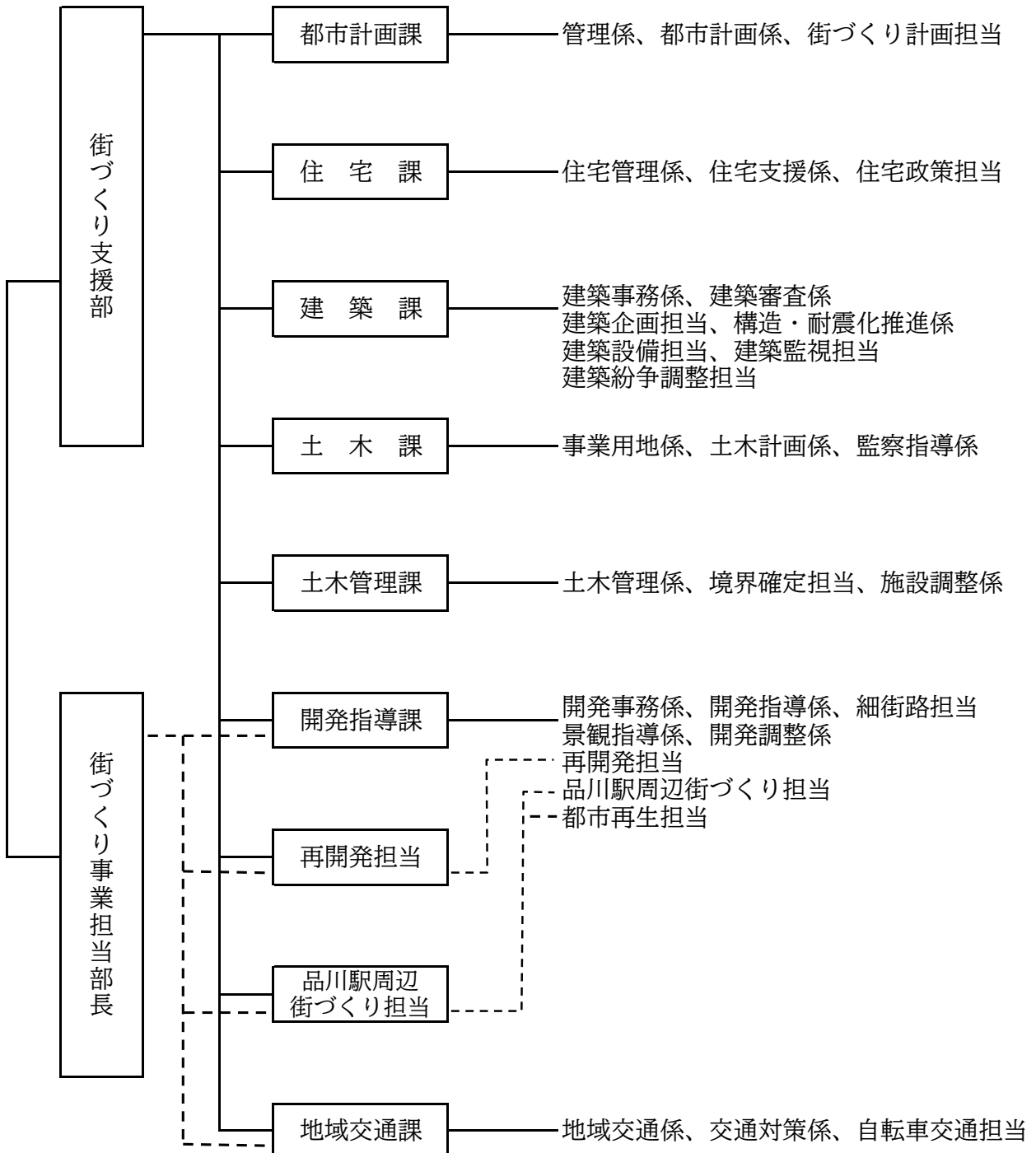
開発指導課 ≪開発事務係、開発指導係、細街路担当、景観指導係、開発調整係、再開発担当、品川駅周辺街づくり担当、都市再生担当≫

- 1 街づくり事業の計画及び調整に関すること。
- 2 開発行為等に関すること。
- 3 土地区画整理事業に関すること。
- 4 市街地再開発事業に関すること。
- 5 都市開発諸制度及び都市再生特区による開発整備に関すること。
- 6 特定地区の施設整備の推進に関すること。
- 7 景観指導に関すること。
- 8 細街路の協議、調整等に関すること。
- 9 品川駅周辺地区の街づくりに関すること。

地域交通課 ≪地域交通係、交通対策係、自転車交通担当≫

- 1 交通計画及び交通対策に関すること。
- 2 バリアフリーの推進に関すること。
- 3 駐車場及び自転車等駐車場に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。
- 4 駐車場の集約化に関すること。
- 5 交通安全に関すること。
- 6 放置自転車対策に関すること（総合支所の所管に係るものを除く。）。
- 7 コミュニティバス事業等に関すること。
- 8 自転車シェアリングに関すること。
- 9 次世代モビリティに関すること。

1-2 街づくり支援部の組織図



1-3 街づくり支援部の各課別職員数

令和5年4月1日現在

階層別・職種別 所属	職員数					職種（職務名）別内訳					
	部長	課長	係長・副係長・担当係長	係員	計	一般事務	土木技術	造園技術	建築技術	機械技術	電気技術
街づくり支援部	1				1		1				
都市計画課		1	6	7	14	4	2		8		
住宅課		1	4	9	14	9		1	4		
建築課		1	6	21	28	5			20	1	2
土木課		1	7	9	17	6	10	1			
土木管理課		1	5	12	18	1	16	1			
開発指導課		1	13	20	34	3	9	1	21		
再開発担当		1			1		1				
品川駅周辺街づくり担当		1			1				1		
地域交通課		1	3	6	10	7	3				
街づくり事業担当	1				1		1				
計	2	9	44	84	139	35	43	4	54	1	2

1-4 土木費事業別決算額（令和4年度）

単位：円

土木費		4年度決算
1	土木管理費	2,605,414,289
1	土木総務費	1,908,672,546
	職員人件費	1,024,386,062
	道路整備要請活動	76,900
	彫刻維持管理	462,000
	バリアフリー化の計画的な推進	4,312,000
	（仮称）港区自転車交通基本方針策定	117,656
	放置自転車対策	319,260,270
	芝地区まちづくり課運営	14,290,630
	麻布地区まちづくり課運営	1,007,693
	赤坂地区まちづくり課運営	748,725
	高輪地区まちづくり課運営	831,626
	芝浦港南地区まちづくり課運営	1,031,658
	土木課運営	4,334,215
	土木管理課運営	604,454
	土木車両等管理	4,892,768
	駐車施設集約化推進	104,000
	地域交通課運営	274,780
	自転車シェアリング推進	1,638,084
	コミュニティバス運行	448,453,200
	台場の地域交通の運行	62,624,000
	地域交通ネットワークの連携・強化	7,575,500
	交通安全運動	10,574,325
	子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業	1,072,000
2	土木施設管理費	696,741,743
	公共駐車場管理運営	110,194,280
	自転車等駐車場管理運営	586,013,963
	撤去自転車リサイクル	533,500

土木費		4年度決算
2	道路橋りょう費	3,487,672,783
1	道路橋りょう総務費	68,957,698
	突出看板等管理	2,574,000
	道路通行許可	4,765,740
	占用業務	11,570,025
	道路台帳等管理	25,538,383
	区道認定等事務	660,000
	境界確定等管理	971,980
	道路管理システム	12,472,500
	道路通報（損傷検出）システム	1,838,000
	地籍調査	8,567,070
2	道路維持費	1,504,354,069
	道路清掃	194,225,955
	動物死体処理	2,241,195
	道路・側溝等維持管理	796,156,969
	公衆便所維持管理	42,565,917
	清潔で魅力的なまちづくりの推進	21,962,000
	六本木三丁目地区公共施設整備	9,240,000
	新橋駅西口広場維持管理	12,037,366
	田町駅東口広場維持管理	47,051,170
	品川駅港南口広場維持管理	42,459,100
	高輪築堤モニュメント展示	123,827,332
	小型街路灯LED化推進	16,254,000
	街路灯維持管理	83,099,581
	交通安全施設維持管理	89,967,213
	自転車利用環境整備推進	14,023,671
	自転車利用環境整備方針改定	9,242,600
3	道路新設改良費	761,400,271
	歩道整備	178,808,357
	電線類地中化整備	504,014,417
	細街路拡幅整備	78,577,497
4	橋りょう維持費	131,891,438
	運河の魅力向上事業	41,668,077
	橋りょう維持管理	90,223,361

土木費		4年度決算
5	橋りょう新設改良費	98,165,100
	橋りょうの整備	98,165,100
6	都市計画街路費	874,619,626
	都市計画道路整備	874,619,626
7	受託事業費	2,750,422
	道路工事調整協議会	69,190
	掘さく道路復旧	2,681,232
8	私道等整備費	45,534,159
	私道整備	45,311,959
	防犯灯設置助成	222,200
3	河川費	59,462,633
1	河川総務費	58,965,565
	水害予防措置	2,285,905
	河川等整備要請活動	110,000
	河川等維持管理	41,135,660
	水防対策	15,434,000
2	排水場費	497,068
	排水場維持管理	497,068
4	公園費	2,635,143,629
1	公園管理費	2,244,279,005
	公園整備	17,394,720
	都市計画公園整備	1,331,968,149
	公園管理システム	1,650,000
	公園管理運営	815,202,308
	子どもの遊び場づくり	24,888,494
	高輪地区あそびのきち	1,585,334
	麻布地区快適な公衆・公園トイレの整備	51,590,000
2	児童遊園管理費	390,864,624
	児童遊園整備	16,995,000
	児童遊園等管理	4,031,242
	児童遊園管理運営	358,414,882
	芝浦港南地区水辺の散歩道の整備	11,423,500

土木費		4年度決算
5	都市計画費	6,048,984,980
1	都市計画総務費	569,166,011
	職員人件費	509,436,466
	都市計画課運営	1,459,281
	土地利用現況調査	14,850,000
	都市計画審議会運営	884,940
	都市計画情報配信	7,900,200
	六本木・虎ノ門地区のまちづくり	6,000,775
	区民参画によるまちづくりの推進	313,440
	景観形成推進	10,020,945
	景観指導・協議	3,436,964
	緑と水の総合計画推進	164,000
	防災・震災復興まちづくりの推進	10,544,000
	芝地区震災復興まちづくり模擬訓練	3,751,000
	低炭素まちづくり計画改定	404,000
2	都市整備費	5,479,818,969
	開発指導課運営	1,573,052
	まちづくり相談・まちづくりコンサルタント派遣	841,654
	都心共同住宅供給・優良建築物等整備事業助成	470,000,000
	市街地再開発事業の事後評価	5,734,590
	白金一丁目東部北地区市街地再開発事業支援	247,136,000
	三田三・四丁目地区市街地再開発事業支援	700,600,000
	浜松町二丁目地区市街地再開発事業支援	116,800,000
	虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業支援	3,020,720,000
	虎ノ門一・二丁目地区市街地再開発事業支援	250,000,000
	連続立体交差事業	654,516,556
	鉄道駅総合改善事業	11,897,117

土木費		4年度決算
6	住宅費	2,325,139,541
1	住宅管理費	2,126,481,487
	住宅課運営	372,463
	マンション管理・建替支援	12,553,770
	滞納使用料等納付促進	2,575,760
	区民向け住宅運営	15,781,132
	定住促進基金積立金	828,000,000
	特定公共賃貸住宅維持管理	297,086,999
	区営住宅維持管理	126,510,365
	区立住宅維持管理	200,306,478
	シティハイツ高輪改修	619,555,520
	住宅基本計画等改定	23,739,000
2	住宅建設費	198,658,054
	シティハイツ桂坂割賦金	114,850,644
	シティハイツ神明等割賦金	83,334,410
	シティハイツ車町建替	473,000
7	建築費	758,456,116
1	建築行政費	758,456,116
	職員人件費	218,907,846
	建築課運営	12,601,807
	建築確認	10,663,694
	建築紛争予防	351,600
	災害対策の充実	1,031,400
	建築物耐震改修等促進	408,525,661
	がけ・擁壁改修助成	6,100,000
	エレベーター安全装置等設置助成	99,390,000
	建築審査会運営	884,108
合 計		17,920,273,971

第2章 街づくりの総合計画

1 策定の背景と位置付け

港区まちづくりマスタープランは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）」として策定した計画であり、港区の街づくり分野の最上位の計画です。おおむね20年後を見据えたまちの将来像や目指すべき方向性、地域特性に応じたまちづくりの方針や取組の考え方を示します。

港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころです。本計画に示された方針のもと、まちづくりが進められます。

港区では、昭和63年に最初のマスタープランを策定し、平成8年、平成19年及び平成29年に見直しを行いました。

2 まちづくりの基本理念、将来都市像

まちづくりの基本理念のもと、「うるおいある国際生活都市」を将来像とし、これを具体化する5つのまちの姿を目指してまちづくりを行っていきます。

まちづくりの基本理念

人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持し、創造し、運営していく

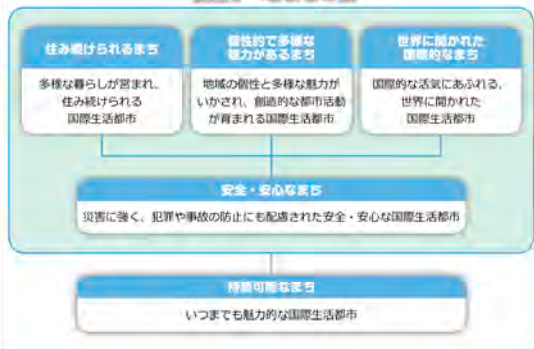
まちづくりの基本理念のもと…

将来都市像

「うるおいある国際生活都市」

—歴史と未来が融合する 魅力と活力あふれる 清々しいまち—

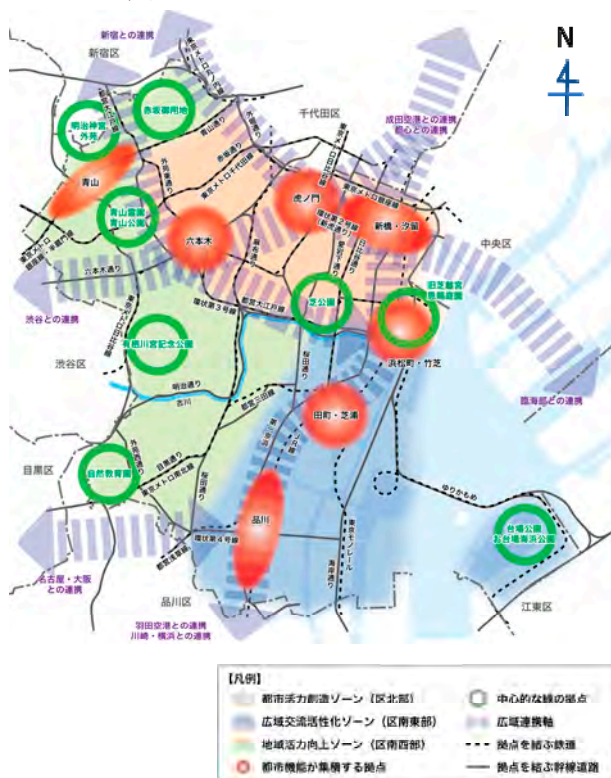
目指すべきまちの姿



3 港区が目指す将来都市構造

将来都市構造は、まちの中心となる拠点や軸を位置付け将来の都市の骨格を示すものであり、港区のまちづくりの方針等の前提となります。

広域的な視点から見た港区の位置付けを踏まえて、都市再生の緊急性や地域特性により区を3つのゾーンに分け、整備方針を示しています。



4 計画の体系

まちづくりマスタープランは、区全体のまちづくりの方針を分野別に示す「全体構想」と、全体構想で示した方針を踏まえた身近な地域のまちづくりの方向性を具体的に示す「地域別構想」で主に構成されています。

また、まちの将来像の実現に向けて重視する点や手法を「今後のまちづくりの進め方」として示しています。

5 全体構想

将来都市像の実現を目指し、区全体のまちづくりの方針を8つの分野別に示しています。



6 地域別構想

地域の特性をいかした身近なまちづくりの方向性を具体的に示すため、区を5つの総合支所の区域に区分して地区の目標を掲げ、その実現に向けた分野別の方針を示しています。

(1) 芝地区

- ◆多様な商業・業務機能と住宅との共存
- ◆交通機能の拡充を契機とした国際ビジネス交流拠点の形成
- ◆商店のにぎわいと住宅が調和した、安全・安心に住み続けられるまちづくり
- ◆緑や歴史・文化などが感じられる環境の保全
- ◆エリアマネジメント活動を中心とした地域のにぎわいの創出
- ◆まとまった緑と景観の保全

(2) 麻布地区

- ◆国際色豊かで多彩な文化をいかしたまちづくり
- ◆多様な人々が集う、にぎわいのある空間の維持・創出
- ◆落ち着いた住宅地とにぎわいのある商業地が共存するまちづくり
- ◆移動時の利便性向上と、安全・安心なまちづくり
- ◆地域が連携したまちづくり活動の展開

(3) 赤坂地区

- ◆歴史・文化をいかした景観形成とにぎわいの創出

- ◆気品とにぎわいのある街並みづくり
- ◆国内外からの旅行者を魅了する、移動しやすく美しいまちづくり
- ◆観光・文化資源を活用したにぎわいの創出
- ◆緑の保全と創出
- ◆地域の防災性の向上
- ◆地域コミュニティの活性化による生活環境の向上

(4) 高輪地区

- ◆緑をいかした落ち着きある住宅地の保全
- ◆地域交通の利便性の向上
- ◆防災性の強化による安全・安心なまちの形成
- ◆品川駅及びJR新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆都市計画道路の整備推進
- ◆地域発意のまちづくりの推進

(5) 芝浦港南地区

- ◆人口増加に対応する生活環境の形成
- ◆品川駅及びJR新駅周辺における国際的な新拠点の形成
- ◆快適で移動しやすい交通環境の整備
- ◆地域特性を踏まえた防災性の向上
- ◆水辺空間をいかした魅力的なまちづくり

7 今後のまちづくりの進め方

目標とするまちの将来像の実現に向けて、以下の点を重視してまちづくりを推進します。

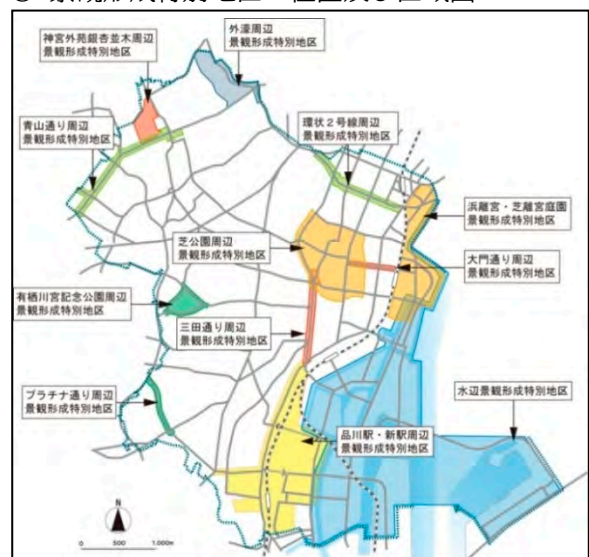
- まちづくりを進めるための協働体制の充実
- 柔軟で戦略的なまちづくりの推進
 - ①地域主体のまちづくりの推進（まちづくり条例の活用等）
 - ②まちづくりガイドラインの策定・運用
 - ③地域の魅力・価値の持続的な向上（エリアマネジメント）
 - ④ハードとソフトが一体となった総合的かつ効果的なまちづくりの展開
 - ⑤まちづくり人材の発掘・育成
 - ⑥既存ストックの適正な管理及び民間活力を導入したインフラ整備
- 時代の変化に対応したまちづくりの展開
 - ①関連する個別計画の着実な推進
 - ②個別計画の見直し等及びまちづくりマスタープランの改定

2-2 景観計画	所管課	都市計画課
<p>1 策定の背景と位置付け</p> <p>区は、平成9年3月に「港区景観マスタープラン」を策定し、景観に関する取組を進めてきました。また、平成14年に「港区都市景観づくり要綱」を定め、一定規模以上の建築物の建築等を対象に助言・指導を行ってきました。</p> <p>一方、平成16年6月に「景観法」が公布され、地方公共団体が、景観行政団体として法的拘束力を持って景観行政を行う手段が用意されました。これを受けて、区は、平成21年6月に景観行政団体となり、同年8月に「港区景観計画」を策定しました。</p> <p>この計画は、景観形成に関する総合的な計画として、港区における景観形成の基本方針を示すとともに、景観法に基づく届出制度の活用にあたり、場所にに応じてきめ細かく景観形成基準を設定しました。また、港区景観条例において、届出前の事前協議を位置づけることで、建築計画等の早い段階から景観アドバイザーの助言を生かした助言・指導を行ってきました。</p> <p>こうした助言・指導の実施等により、良好な景観誘導が図られてきた一方で、運用における様々な課題や、景観計画を取り巻く状況の変化等に対応し、港区の良好な景観形成を進める上で、より実効力の高い内容とするため、平成27年12月に景観計画の改定を行いました。</p> <p>2 景観形成の基本方針</p> <p>(1) 景観計画区域</p> <p>港区全域を景観計画の対象区域とします。</p> <p>(2) 港区の景観特性</p> <p>地域ごとに形づくられた個性的な街並みを、6つの景観特性としてとらえています。</p> <p>① 自然地形の起伏が生み出す変化に富んだ街並み</p>	<p>② 都心における貴重な水辺空間</p> <p>③ 江戸以来の歴史の蓄積が表れた景観</p> <p>④ 首都・東京を象徴する風格ある景観</p> <p>⑤ 落ち着きある住宅地の街並み</p> <p>⑥ 活発な都市活動が創出する新たな魅力ある街並み</p> <p>(3) 景観形成の基本方針</p> <p>① 水と緑のネットワークを強化し、潤いある景観形成を進める</p> <p>② 歴史や文化を伝える景観を守り、生かす</p> <p>③ 誰もが楽しく歩ける、にぎわいや風格のある通りを創る</p> <p>④ 地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む</p> <p>⑤ 区民・企業等・行政の協働で景観形成を推進する</p>	<p>3 港区全域で良好な景観を育む</p> <p>港区全域において良好な景観を育むために、建築物の建築等にあたり、景観法に基づく届出制度を活用し、良好な街並みを規制・誘導していきます。制度の活用にあたっては、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項として、景観形成基準等を定めています。</p> <p>4 「港区の骨格」を特徴づける景観を育む</p> <p>「港区の骨格」となる景観を形成するために、景観形成特別地区及び景観重要公共施設を定めています。</p> <p>(1) 景観形成特別地区（12地区）</p> <p>魅力的な景観を育むために重点的に取り組む地区を、他の地域とは別に区域を区分し、地区ごとに景観形成基準等を定めています。</p> <p>① 青山通り周辺景観形成特別地区</p> <p>目標：魅力あるまちや拠点をつなぐ回遊ルートとして、道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、国内外に誇れる風格とにぎわいのある街並みを育みます。</p>

- ② 三田通り周辺景観形成特別地区
目標：ランドマークである東京タワーを見通す、象徴的な街並みを育みます。
- ③ 大門通り周辺景観形成特別地区
目標：大門や三解脱門を見通す江戸以来の参道の情趣とにぎわいのある変化に富んだ魅力的な街並みを育みます。
- ④ プラチナ通り周辺景観形成特別地区
目標：四季の彩りのある街路樹と調和した、上質で洗練された街並みを育みます。
- ⑤ 有栖川宮記念公園周辺景観形成特別地区
目標：有栖川宮記念公園の豊かな緑や、由緒ある坂道を生かした、上品で落ち着いたある街並みを育みます。
- ⑥ 芝公園周辺景観形成特別地区
目標：緑に囲まれた公園内のオープンスペースから望む、安らぎある眺望景観を育みます。
- ⑦ 神宮外苑銀杏並木周辺景観形成特別地区
目標：銀杏並木が演出する、四季の彩りと風格ある眺望景観を保全します。
- ⑧ 環状2号線周辺景観形成特別地区
目標：新たな緑の軸となる道路と沿道の建築物等との一体的な景観形成を進め、次世代の東京の顔となるシンボリストリートにふさわしい品格とにぎわいのある街並みを育みます。
- ⑨ 浜離宮・芝離宮庭園景観形成特別地区
目標：国際的な観光資源としてふさわしい、歴史的・文化的な庭園からの眺望景観を保全します。
- ⑩ 水辺景観形成特別地区
目標：運河沿いの散策路や海辺の観光スポットを移動しながら景色の変化を楽しめる、印象的で魅力的な水辺景観を育みます。
- ⑪ 外濠周辺景観形成特別地区
目標：外濠の歴史・自然景観を保全するとともに、外濠とその周辺の一体感を感じられる街並みの形成や、主要な橋、道路からの外濠への眺望景観を保全します。
- ⑫ 品川駅・新駅周辺景観形成特別地区
目標：東京の南側の玄関口として、風格とにぎわいのある魅力的な街並みを育みます。

- (2) 景観重要公共施設
景観形成特別地区に指定した箇所において、「港区の骨格」を特徴づける景観を形成するために重要な11の公共施設(幹線道路や公園)について、整備に関する事項を定めています。
- 5 地域のシンボルとなる景観資源を保全する
歴史的建造物を核とした景観形成・保全を進めるため、歴史的建造物周辺において、独自の景観形成基準等を定めています。
その他、景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針を定めています。
- 6 地域の身近な景観を育む
(1) 地域の身近な景観づくりの進め方
区民主体のまちづくり活動に対する支援を行っていきます。
(2) 区民等の景観に対する意識啓発
表彰制度等を継続、充実させていきます。
- 7 景観形成の推進に向けて
(1) 区民等、企業等、区の役割
それぞれの主体が役割を認識し、相互に連携して取組を進めていきます。
(2) 推進の仕組みと推進体制
景観審議会、景観アドバイザーからの専門的な意見の聴取や関係機関等との連携、景観条例に基づく事前協議の位置付けなどにより、効果的に景観形成を推進していきます。

○ 景観形成特別地区の位置及び区域図



2-3 住宅基本計画

所管課

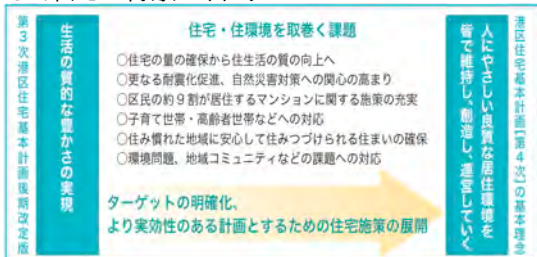
住宅課

1 策定の背景と目的

区は、平成5年7月に港区住宅基本計画を策定して以降、平成10年、平成14年、平成21年及び平成26年に適時、見直しを行ってきました。

住み慣れた地域において、誰もが安全に、安心して住み続けられるための住環境づくりを目的として、港区の人口の増加等を踏まえ、平成31年3月に港区住宅基本計画【第4次】を策定しました。

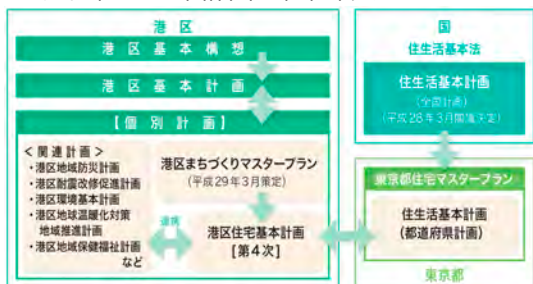
○ 策定の背景と目的



2 港区住宅基本計画の位置付け

港区住宅基本計画は、住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、港区まちづくりマスタープランなどを踏まえ、港区基本計画、関連計画及び東京都住宅マスタープランと整合したものとしています。

○ 港区住宅基本計画の位置付け



3 計画期間

港区住宅基本計画【第4次】の計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4 港区の住宅・住環境の現状

- ・港区の人口、世帯数はともに増加傾向で、今後も増加していく見込みです。
- ・区民の約9割がマンションに住んでいます。
- ・分譲マンションのうち約4割が旧耐震基準の建築です。
- ・合計特殊出生率は23区の中において高い数値です。
- ・住宅のバリアフリー化は23区平均よりも高い数値です。
- ・区内の公的賃貸住宅の戸数は世帯数当たり7%となっています。
- ・区民の定住意向率は高く、約9割となっています。

5 住宅政策の基本的考え方

(1) 港区に住まうことの魅力

- ① 多彩な地域があり、常に人々が行き交う国際都市としての魅力
- ② 暮らしやすいまちとしての魅力
- ③ ニーズに応じた多様な住まい方が実現するまち
- ④ 昔から培われてきた良好な住宅地としての魅力のあるまち

(2) 港区に住まうことの課題

- ① 防災性能が高く安心して暮らせる住まいの確保
- ② 地域価値を高める良質な住宅・住環境の形成
- ③ 子育て世帯が安心して暮らせる住宅・住環境づくり
- ④ 多様な暮らしに対応した住まいの形成と住宅セーフティネットの構築
- ⑤ 生活を支える地域コミュニティの育成

6 基本理念とめざすべき将来像

(1) 基本理念

人にやさしい良質な居住環境を皆で維持し、創造し、運営していく

(2) めざすべき将来像

港区ならではの地域共生社会を支える多様で持続可能な居住環境

7 めざすべき将来像の実現に向けた住宅政策の体系

(1) 良質な住宅ストックと安全・安心な住宅・住環境の形成

- ① 建築物の耐震性・防災力の向上
- ② マンションの適正な維持管理と質の向上
- ③ 安全で安心して暮らせる住宅・住環境の充実

(2) 子育て世帯が住み続けられ、安全に子育てができる基盤づくり

- ① 子育てに適した住まいの質の向上
- ② 子ども・子育て施設の充実

(3) 高齢者・障害者が住み慣れた地域に住み続けられる住宅・住環境の充実

- ① 高齢者・障害者に対応した住まい・住環境の充実
- ② 高齢者が住み続けられる居住環境の充実
- ③ 障害者が地域で生活できる環境の充実

(4) 住宅セーフティネットの構築

- ① 区民向け住宅などの活用
- ② 配慮を要する区民への支援体制の充実

(5) 快適で潤いのある住環境の形成と地域共生社会の実現に向けた取組の促進

- ① 潤いのある住環境の形成
- ② 環境にやさしい住宅・住環境の整備
- ③ 暮らしやすい地域コミュニティの形成
- ④ 多文化共生社会の支援

8 推進に向けて

(1) 施策目標・指標

○ 港区住宅基本計画【第4次】の施策目標・指標

指標	現状値	目標値
民間住宅も含めた住宅の耐震化率※	平成28年度 87.0%	令和2年度 95.0% 令和7年度 概ね解消
子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	平成25年 57.1%	令和10年 70%以上
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	平成25年 38.8%	令和10年 60%以上

※「民間住宅も含めた住宅の耐震化率」は推定値です。

(2) 推進体制の整備、幅広い連携

港区住宅基本計画を着実に推進し、災害への備え、人口・世帯の増加への対応、地域コミュニティの活性化、地域包括ケアシステムの構築及び環境対策など、持続可能な都心居住を実現するため、庁内関係部署との連携を一層進め、総合的に取り組めます。

(3) 進行管理

港区住宅基本計画に基づく施策の進捗状況を把握し、進行の度合いによってはその原因を調査した上で、推進方法を修正するなどの進行管理を行います。

1 策定の背景と位置付け

区は、減りゆく緑と水を守り、自然を維持、回復することで魅力あるまちをつくっていくため、昭和63年に「港区緑と水の総合計画」を策定しました。その後、区民が緑と水にふれあう機会の減少や、ヒートアイランド現象など高密度化が進む都市特有の環境問題の深刻化などの課題に対応していくため、平成11年、平成23年に計画を策定し、緑と水の量と質の確保をめざした取組を進めてきました。

近年、SDGsやグリーンインフラなどの新たな概念の普及、民と連携した都市公園の柔軟な活用、新型コロナウイルス感染拡大による暮らしの多様化といった社会情勢の変化が見られます。これらに対応し、緑と水が持つ多様な機能を生かした魅力あるまちづくりを実現するため、令和3年2月に第4次となる「港区緑と水の総合計画」を策定しました。

(1) 計画の位置付け

この計画は、都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として、「港区緑と水に関する基本方針」の主旨を継承した、緑地の保全及び緑化の目標・施策、都市公園の整備及び管理の方針等、さらには水循環系も含めた、港区の緑とオープンスペース、水に関する総合的な計画です。

(2) 計画の対象区域

この計画は、港区全域を対象区域としています。なお、港区は全域を緑化重点地区に指定しているため、この計画に記載する施策は、緑化重点地区における緑化の推進に関する事項を兼ねています。

(3) 計画期間

この計画は、21世紀半ばを見据えた上で、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としています。

2 めざす将来像

(1) めざす将来像

区の緑と水の現状認識と課題、策定の方向性を踏まえ、「緑と水と人がはぐくむ うるおいある国際生活都市」をめざす将来像に掲げ、5つの「緑と水によってめざすまちの姿」を設定しています。

- ① 環境負荷の少ないまちが形成されている
- ② 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している
- ③ 安全・安心（防災・減災）が確保されている
- ④ 人々の交流や地域コミュニティが活性化されている
- ⑤ まちの魅力・風格が向上している

(2) 緑と水の配置方針

多様な機能を持ち、港区らしさを支える緑と水を「緑の拠点」、「水の拠点」に位置付けています。また、地形や道路を生かした緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置付けます。これらの「拠点」と「軸」を結び、緑と水のネットワークを形成します。

○緑と水の配置方針



(3) 計画の目標

取組の進捗を総合的に把握するため、緑と水の「量に関する目標」と「質に関する目標」の2種類を設定しています。

① 量に関する目標

緑被率：令和12年度までに24%

公園・緑地：令和12年度までに107ha

② 質に関する目標

「将来像実現に向けた施策」の14の施策ごとに「緑と水の機能が発揮された状態」を定性的な目標として定めています。

3 将来像実現に向けた施策

(1) 緑と水の機能を発揮させるための施策

めざす将来像、めざすまちの姿の実現に向け、緑と水が持つ機能を生かす14の施策を展開しています。

- ①-1 二酸化炭素を吸収・固定する緑の育成
- ①-2 ヒートアイランド現象を緩和する緑と風の確保
- ①-3 健全な水循環系の回復
- ①-4 生物多様性に配慮した緑化
- ②-1 健康増進の場づくり
- ②-2 子どもの遊び・子育て支援・教育・学習の場づくり
- ②-3 楽しく歩ける環境づくり
- ③-1 避難場所などの防災拠点の形成・延焼防止
- ③-2 都市型水害の軽減
- ④-1 地域のにぎわいづくり
- ④-2 地域貢献の場づくり
- ⑤-1 歴史・文化に親しむ場づくり
- ⑤-2 国際都市にふさわしい魅力的な空間づくり
- ⑤-3 まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観の保全・創出

(2) 重点的な取組

14の施策の中から、令和12年度までに特に重点的に進める「重点的な取組」を設定しています。

- ① オープンスペースの緑を生かしてまちの魅力を高めよう
- ② 公園からまちのにぎわいをつくり出そう
- ③ もてなしの街路樹を育てよう
- ④ 親しみをもてる古川を取り戻そう

4 地区別の方針

将来像実現に向けた施策を踏まえ、地域特性に応じて取組の方向性を具体的に示すため、5つの総合支所の区域に区分して、地区別の方針を示しています。

5 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

区民、事業者等と協働し、様々なリソースを活用して取組を進めていきます。

(2) 計画の推進に向けて

- ① 緑と水の質の向上への誘導
緑化計画書制度の緑化基準、港区みどりの街づくり賞の評価基準の見直しの検討に関しては、新たな視点を抽出しています。
- ② 配慮の指針
事業者が開発事業等の新たなまちづくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮していただきたい事項を示しています。

(3) 進捗管理

計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善・見直し(Action)のサイクルを継続的に進め、進捗管理を実施します。計画の見直しについては、「港区みどりの実態調査」の結果を踏まえて、中間年次及び計画期間最終年次に目標及び施策の達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

2-5 防災街づくり整備指針

所管課

都市計画課

1 策定の背景と位置付け

区は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、主に地震災害を対象とした「港区防災街づくり指針」を平成10年5月に策定し、災害に強い街づくりを進めてきました。

その後、策定から10年以上が経過し、都市型水害への対策や開発事業等による街の進展に合わせた防災対策を指針に反映する必要があることから、平成22年度より指針の改定作業に取り組んでいました。そのような中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、津波、液状化、帰宅困難者の発生や高層建築物の揺れ等新たな課題が露呈したことから、学識経験者で構成された検討部会を新たに設置し検討を進めました。あわせて、津波・液状化について区にとって最悪となる条件を設定したうえで、区独自のシミュレーションを実施し、それら災害リスクに対する検討を進め、平成25年3月に「港区防災街づくり整備指針」を策定しました。

なお、本指針は、主として都市整備に関わる防災対策を対象とするため、「港区防災街づくり整備指針」と名称を変更しています。

2 基本事項

(1) 「港区防災街づくり整備指針」とは

本指針は、防災性の高い都市構造のあり方や、災害に強い街づくりの実現に向けた目標、方針等の基本的な方向性を示したものです。また、その方向性に沿った整備の取組を総合的に示しています。

区・区民・事業者それぞれが、建築物の新築時や大規模開発時等、防災性の向上に寄与する取組を行う際の手引書として活用するものです。

(2) 指針の対象とする内容

本指針は、以下の2つの視点から、災害に強い街づくりの方向性を示します。

① ハード（施設の整備等）の側面からの防災街づくり

② 災害発生前の予防段階での防災街づくり

(3) 計画期間

平成25年度から令和4年度までの10年間とします。

3 基本理念

「みんなでつくろう、災害に強く、安全・安心な生活都心」

4 防災街づくりの施策項目

防災街づくりを展開する施策を地震災害と水害の項目別に分類しました。

(1) 地震災害に強い街づくり

① 地震時の被害を低減させる街の形成

② 地震リスクに対応した都市施設の安全性の向上

③ 地震時の避難関連施設の確保と機能向上

④ 地震時の帰宅困難者への対応

⑤ 津波による被害が発生しにくい街の形成

(2) 水害に強い街づくり

① 水害発生の防止に向けた街の形成

② 水害による被害が発生しにくい街の形成

③ 水害時の避難関連施設の確保と機能の向上

5 地区別構想

(1) 芝・三田周辺地区

地震時の帰宅困難者対策や津波、都市型水害への対応を図る

(2) 新橋・浜松町周辺地区

環状2号線の整備を契機とした防災力向上と災害時の防災対応機能の確保を図る

(3) 麻布周辺地区

避難経路の確保により、安全性の更なる向上を図る

(4) 六本木周辺地区

観光客等を念頭においた帰宅困難者対策と広域的な交通ネットワークの構築を図る

(5) 赤坂周辺地区

地下空間での浸水被害の低減を図る

(6) 青山周辺地区

細街路の拡幅によるリスクの低減により安全性の向上を図る

(7) 白金周辺地区

延焼拡大と建物倒壊の危険度の低減を図る

(8) 高輪周辺地区

建物倒壊と延焼拡大の危険度の低減を図る

(9) 芝浦港南周辺地区

津波・液状化対策を中心に、高層建築物の特性の活用と特有の課題の解決を図る

(10) 台場地区

台場地区の立地特性や観光客が多いという地域特性に対応した防災への取組を推進する

6 防災街づくりの進め方

区・区民・事業者が、自助・共助・公助に基づき、相互に連携・協力して防災街づくりに取り組めます。

7 津波・液状化シミュレーション結果

(1) 津波シミュレーション結果

① 津波シミュレーションの目的

- ・区民・事業者が津波の浸水範囲をあらかじめ示すことにより津波襲来時の迅速かつ円滑な避難行動の目安とすること
- ・「港区防災街づくり整備指針」の津波対策の検討に活用すること

② 津波シミュレーションの視点

- ・最悪の事態を想定するため、区にとって津波高さが最大となる津波を選定するとともに、防潮施設（防潮堤、水門、古川の護岸）の機能不全や液状化による地盤沈下も考慮して予測を実施
- ・古川への津波の遡上を考慮することや詳細な浸水状況を把握するため、最も精度が高い標高データを活用し、5mメッシュの精度で予測計算を実施

③ 津波シミュレーションの想定条件

- ・想定地震：元禄型関東地震 行谷（なめがや）ほかモデル（M8.2）

・初期潮位：朔望平均満潮位（各月で最も海面が高かったときの潮位の平均値）T.P.（東京湾平均海面）1.0m

・地盤変動：地震による地盤変動を考慮

④ 津波シミュレーションの結果

浸水被害が最大となるケースでは、区内の浸水面積が143.5haとなり、一部の地域では最大1.5m程度の浸水深が予測されました。

(2) 液状化シミュレーション結果

① 液状化シミュレーションの目的

- ・区民・事業者に対し液状化の可能性を周知すること
- ・「港区防災街づくり整備指針」の液状化対策の検討に活用すること

② 液状化シミュレーションの視点

- ・最悪の事態を想定するため、区にとって震度が最大となり液状化の危険度が最も高いと考えられる地震を対象とした
- ・液状化予測の精度を高めるため、区が保有する区内の多数のボーリングデータ1本1本について精度の高い解析を実施

③ 液状化シミュレーションの想定条件

- ・対象地震：東京湾北部地震（M7.3）
- ・使用データ：区内約8,600本のボーリングデータおよび「土地条件図」
- ・予測手法：「東京都低地の液状化予測」や「道路橋示方書」等の考え方を踏まえ、PL値、実績、地形等から総合的に液状化の可能性を予測

④ 液状化シミュレーションの結果

液状化の可能性が高い地点が含まれる範囲は、概ねJR線以東の臨海部、新橋駅周辺のほか、内陸部の一部にも点在することが予測されました。

2-6 低炭素まちづくり計画

所管課

都市計画課

1 策定の背景と位置付け

(1) 背景

区では、都市の低炭素化を促進していくため、都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)に基づき、「港区低炭素まちづくり計画」を平成27年10月に策定し、都市の低炭素化に向けた取組を進めてきました。

その後、気候変動との関連性が指摘される自然災害の強大化や脱炭素社会の実現に向けた動きに加え、SDGs や新型コロナウイルス感染拡大によるライフスタイルの変化等の社会状況を踏まえた対応が求められることから、令和3年6月に新たな計画を策定しました。

また、本計画(平成27年10月)に示す施策の一つであった「駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」の具体的な内容について別途定めた「駐車機能集約化編」を平成31年2月に策定しました。「駐車機能集約化編」は施策の進捗に合わせ、令和5年2月に内容を更新しました。

(2) 位置付け

「港区低炭素まちづくり計画」は、エコまち法に基づき策定した計画です。また、港区環境基本計画に適合し、都市計画区域マスタープランや港区まちづくりマスタープランとの調和、港区緑と水の総合計画等との整合を図ります。

(3) 計画区域

港区全域を計画区域に設定します。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2 将来像と基本方針

(1) めざすべきまちの将来像

「快適で 安心な うるおいある 持続可能な 環境都心 みなと」

(2) 基本方針

- ① エネルギーが最適利用され、自立性の高いまちづくり
- ② 都市と自然が共生するまちづくり
- ③ 多様な交通手段が利用しやすく、環境負荷の少ない交通まちづくり

3 計画の目標

(1) 成果目標

成果目標は、本計画に基づき施策を進めることで、低炭素まちづくりをどのような状態に高めていくかを示すものであり、基本方針ごとに目標を設定します。

① 基本方針1の成果目標

建築物の省エネ化が進んでいる 等

② 基本方針2の成果目標

二酸化炭素の吸収源となる緑がさらに創出されている 等

③ 基本方針3の成果目標

自動車交通の円滑化や、環境にやさしい自動車利用が進んでいる 等

(2) 総量目標

関連する各種計画等との整合性を確保する観点から、港区環境基本計画で示されている全庁的な削減目標である、令和12年度の二酸化炭素排出量を平成25年度比-40%とすることをめざします。

4 施策

(1) 基本方針1の関連施策

- ① エリアにおけるエネルギー利用効率の向上
- ② 建築物のエネルギー負荷の削減
- ③ 未利用・再生可能エネルギーの活用促進

(2) 基本方針2の関連施策

- ① 二酸化炭素の吸収源となる緑のさらなる創出
- ② 自然を活用した異常気象等への対応

(3) 基本方針3の関連施策

- ① 自動車からの二酸化炭素排出量削減対策の推進
- ② 環境負荷の少ない移動手段（公共交通等）の環境整備と促進

5 進捗管理

施策を着実に実行するため、PDCAサイクルに基づくマネジメントを実施します。社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画内容の見直し・更新を実施します。

6 駐車機能集約化編

「駐車機能集約化編」では、基本方針3の関連施策「取組3-1-1 駐車場の設置に関する配慮や駐車場の集約」について詳細をまとめています。低炭素まちづくり計画に基づき駐車機能集約化を実施する地区は以下の通りです。

- ① 環状2号線周辺地区
- ② 品川駅北周辺地区
- ③ 六本木交差点周辺地区
- ④ 浜松町駅周辺地区

第3章 地区別の街づくり

3-1 まちづくりガイドラインなど (1) 新橋・虎ノ門地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

新橋・虎ノ門地区は、新橋から虎ノ門に至る環状第2号線（新虎通り）を中心として、幹線道路や鉄道駅に囲まれた面積約108haの地区です。

本地区は、関東大震災の復興に伴い区画整理が行われ、その後は高度経済成長を支える業務・商業機能の集積地として発展してきました。職住が近接するとともに、愛宕山周辺に広がる寺社や豊かな緑、旧来からの居住機能など様々な地域特性が複合的に組み合わせられて市街地が形成され、地域の交流や活動が展開されてきました。

区は、環状第2号線の整備を契機とした周辺のまちの変化に対応し、まちの魅力を高めていくために、平成24年3月に「環状2号線周辺地区まちづくりガイドライン」を策定しました。その後、社会状況やまちの変化に対応するため令和元年7月に対象地区を拡大すると共に名称を変更し、「新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」として改定しました。

また、ガイドラインの実現に向けて、区の計画事業の着実な実施及び民間誘導の仕組みづくりを目的として、都市再生特別措置法第46条に基づき、平成25年3月に「環状2号線周辺地区都市再生整備計画（第1期）」を作成しました。

○ 新橋・虎ノ門地区 位置図



2 経緯

- ・平成24年3月
環状2号線周辺地区まちづくりガイドラインの策定
- ・平成25年3月
環状2号線周辺地区都市再生整備計画（第1期）の作成
- ・平成26年3月
環状第2号線新橋・虎ノ門間開通
新虎通りエリアマネジメント協議会発足
- ・平成26年6月
都市再生整備計画（第1期）の変更
道路占用の特例制度を活用した活動開始
（オープンカフェの設置等）
- ・平成29年10月
一般社団法人新虎通りエリアマネジメントを都市再生推進法人に指定
- ・平成30年3月
環状第二号線周辺地区都市再生整備計画（第2期）の作成
- ・令和元年7月
環状2号線周辺地区まちづくりガイドラインの対象地区を拡大し、新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドラインに名称を変更して改定

3 今後の取組

住民、事業者、行政等が本ガイドラインを共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

また、新橋駅西口周辺の小規模な飲食店が集積する地域を中心に、本ガイドラインに示すまちの将来像を実現するための具体的方策について、地域の方々と検討していきます。

3-1 まちづくりガイドラインなど
(2) 六本木・虎ノ門地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

六本木・虎ノ門地区は、外堀通り、桜田通り、外苑東通り、六本木通りの幹線道路に囲まれた面積約75haの地区です。

本地区は、起伏に富んだ地形を有し、住宅、オフィス、ホテル、大使館、寺社など多種多様な機能が複合した魅力的な市街地を形成しています。一方で、江戸時代からの町割りをそのまま引き継いでいるため、道路ネットワークが不十分であるとともに、個別の開発が無秩序に進行することにより、歴史的要素、地形、住環境、景観等の面で問題が生じることが懸念されていました。

これまで、平成元年に「地区更新計画(案)」、平成8年に「市街地総合再生計画(素案)」、平成24年に「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」を策定し、まちづくりを計画的に推進してきました。

これらの計画に基づき、本地区では、地区内の開発や基盤整備が進展し、起伏に富んだ地形や豊かな緑などとあいまって風格ある街並みが形成されてきました。

その後、関連する上位計画などの更新、大規模なまちづくりの進展など、本地区を取り巻く環境が大きく変化しました。さらに、社会情勢の変化などにも的確に対応し、計画的にまちづくりを誘導するため、令和4年8月に「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」を改定しました。

2 経緯

- ・平成元年
六本木・虎ノ門地区地区更新計画(案)の作成
- ・平成8年
六本木・虎ノ門地区市街地総合再生計画(素案)の作成

- ・平成12年
六本木・虎ノ門地区市街地総合再生計画(素案)の一部修正
- ・平成24年1月
特定都市再生緊急整備地域 東京都心・臨海地域の指定
- ・平成24年12月
六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドラインの策定
- ・令和4年8月
社会情勢の変化や地区内のまちづくりの動きなどを踏まえ、六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドラインを改定

3 今後の取組

複数の開発プロジェクトが実施されており、引き続き、住民、事業者、行政等が本ガイドラインを共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

○ 六本木・虎ノ門地区 位置図



3-1 まちづくりガイドラインなど
(3) 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

田町駅西口・札の辻交差点周辺地区は、田町駅西口と幹線道路が交わる札の辻交差点を含んだ面積約 17.5ha の地区です。

本地区は、東京都が平成 19 年 11 月に策定した「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン」の区域や平成 24 年 1 月に都市再生特別措置法第 2 条に基づき定められた「特定都市再生緊急整備地域」に含まれており、国際競争力の強化に向け多様な機能が集積する新拠点を形成することが期待されています。

また、本地区には、教育・文化施設が立地するとともに業務機能が集積しており、居住・業務・商業・教育・文化といった都市機能を有機的につなぎ、住民等が安全で快適に、いきいきと交流し活動できることが求められます。

区はこのような状況を踏まえ、今後の建替え等を契機とした歩行者動線の確保やにぎわい、防災機能の強化といった、より詳細なまちの方向性を示すため、平成 25 年 2 月に「田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン」を策定しました。

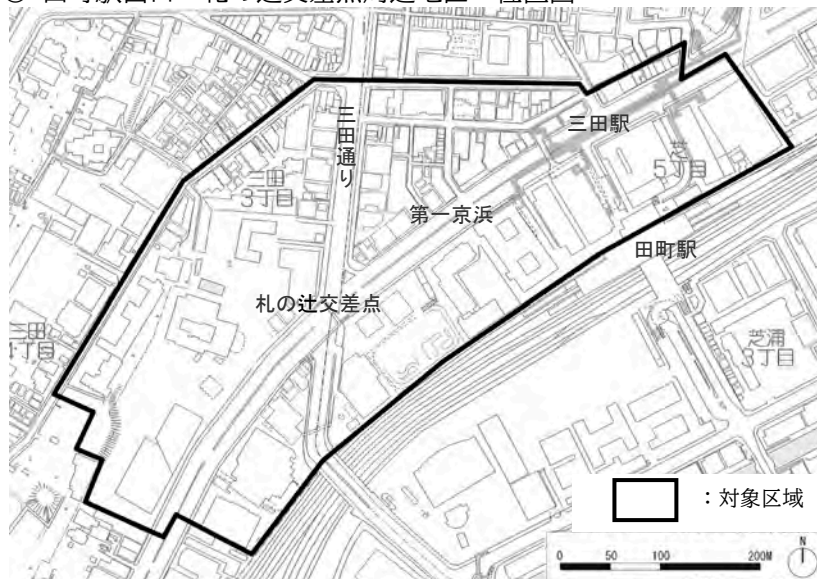
2 経緯

- ・平成 19 年 11 月
東京都による品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドラインの策定（平成 26 年 9 月、令和 2 年 3 月改定）
- ・平成 24 年 1 月
特定都市再生緊急整備地域 品川駅・田町駅周辺地域の指定
- ・平成 25 年 2 月
田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドラインの策定

3 今後の取組

住民、事業者、行政等が本ガイドラインを共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

○ 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区 位置図



3-1 まちづくりガイドラインなど
(4) 青山通り周辺地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

青山通り周辺地区は、昭和39年の東京オリンピックを契機とした青山通りの拡幅整備に合わせ、その周辺に市街地が形成され、良好なコミュニティが育まれてきました。しかし、人口減少や高齢化が進み、建築物の老朽化等が課題となっていました。

このような状況を背景として、良好な街並みの維持に向けた協定の締結やまちづくり構想の作成など、地域主体による積極的な取組が行われていました。また、本地区は、令和3年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、新国立競技場の港区側の玄関口として、新たな魅力を周辺に波及させるまちづくりの取組などが期待されていました。

区は、地域の発意による積極的なまちづくり活動を支援し、まちの動きに的確に対応しながら計画的なまちづくりを誘導していくため、平成27年10月に「青山通り周辺地区まちづくりガイドライン」を策定しました。

2 経緯

(1) 地元のまちづくり活動

- ・平成22年12月
港区青山通りまちづくり協定書の作成
(港区青山通り協議会、青山通り沿道の町会・商店会により作成)
- ・平成25年3月
青山通り周辺まちづくり構想(地元案)の作成(港区青山通り協議会と青山街づくり協議会により作成)

(2) まちづくりの動き

- ・平成15年度～
国土交通省東京国道事務所による街路樹・舗装等の一体的な再整備(青山通り景観整備事業)
- ・平成26年12月
東京都による北青山三丁目地区まちづくりプロジェクトの発表
- ・平成27年10月
青山通り周辺地区まちづくりガイドラインの策定

○ 青山通り周辺地区 位置図



3 今後の取組

住民、事業者、行政等が本ガイドラインを共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

3-1 まちづくりガイドラインなど
(5) 三田・高輪地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

三田・高輪地区は、地区東側に業務・商業機能が集積し、地区西側には閑静な住宅地が広がっており、特徴的な市街地が形成されています。また、武蔵野台地により生み出される起伏のある地形、崖線の緑や古くからのまとまりある緑、歴史ある寺社を中心とした落ち着いた雰囲気など、区内でも特色ある地区となっています。

一方、本地区周辺では、高輪ゲートウェイ駅の整備やリニア中央新幹線の整備に伴う品川駅周辺の開発、都市計画道路環状第4号線、補助第14号線の整備等、大規模なまちづくりの動きが活発になっています。

そこで、品川駅及び高輪ゲートウェイ駅周辺のまちづくりの動向に的確に対応しながら、今後本地区において維持・保全すべきまちの魅力や、解決すべき地域の課題に適切に対応した計画的なまちづくりを誘導していくため、平成30年5月に「三田・高輪地区まちづくりガイドライン」を策定しました。

2 経緯

・平成19年11月

東京都による品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドラインの策定（平成26年9月、令和2年3月改定）

・平成24年1月

特定都市再生緊急整備地域 品川駅・田町駅周辺地域の指定

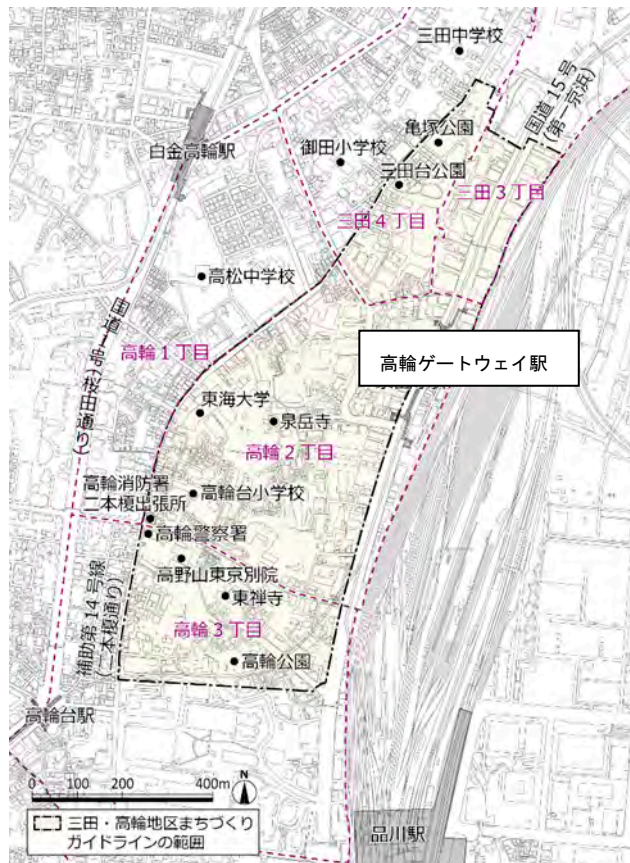
・平成30年5月

三田・高輪地区まちづくりガイドラインの策定

3 今後の取組

住民、事業者、行政等が本ガイドラインを共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

○ 三田・高輪地区 位置図



3-1 まちづくりガイドラインなど
(6) 白金高輪駅東部地区

所管課

都市計画課

1 事業の概要

白金高輪駅東部地区は、白金高輪駅の北東に広がる面積約14haの地区です。

白金高輪駅周辺は、明治時代には多くの工場が古川沿いに立地し、その後、商店街の形成などをおして住宅や商業・工業など多様な用途の建物が共存するまちとして発展してきました。周辺に高輪地区総合支所が立地し、平成12年には白金高輪駅が開業するなど、交通利便性の高い地域として現在に至っています。

本地区は、魚らん商店会を含み、地域活動が活発で良好な居住環境が地域の魅力である一方、幅員の狭い道路や老朽化した建物が多いなどの防災上の課題や、歩行者の安全性・利便性が低いこと、白金高輪駅の駅機能が十分でないことなどの課題も抱えています。

本地区で複数のまちづくりが検討されていることから、まちの将来像を地域の方々と共有し、まちの変化や課題に的確に対応しながら、本地区のまちづくりを計画的に誘導していくため、令和3年7月に「白金高輪駅東部地区まちづくり構想」を策定しました。

2 経緯

・令和3年7月

白金高輪駅東部地区まちづくり構想の策定

3 今後の取組

住民、事業者、行政等が本まちづくり構想を共有したうえで、各主体の協働・連携による取組を進めていきます。

○ 白金高輪駅東部地区 位置図



3-2 都市計画決定による街づくり地区一覧

所管課

都市計画課

(地区の位置は後掲の図を参照)

東京都市計画 地区計画・市街地再開発事業等の都市計画決定地区

(令和5年3月現在)

	地区名(街区名)	関連する都市計画							その他		
		地区計画	再開発等促進区を定める地区計画	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区	港区まちづくりガイドラインなど(※2)の範囲
1	芝五丁目特定街区							●		③	
2	三田一丁目特定街区							●			
3	青山一丁目特定街区							●		②	
4	海岸一丁目特定街区							●			
5	赤坂・六本木地区			●		●				①	
6	芝五丁目(その2)特定街区							●			
7	芝浦一丁目(その2)特定街区							●			
8	田町駅前西口地区			●		●				③	
9	六本木・虎ノ門地区		●			●				①	
10	芝四丁目特定街区							●			
11	新橋一丁目地区	●						●		④	
12	臨海副都心台場地区		●								
13	田町駅東口地区		●								
14	品川駅東口地区		●								
15	汐留地区		●				●				
16	永田町二丁目地区		●								
17	六本木一丁目西地区		●	●		●(2)				①	
18	六本木六丁目地区		●	●		●					
19	芝三丁目東地区		●								
20	愛宕地区		●			●				④	
21	白金一丁目東地区		●			●					
22	環状第二号線新橋・虎ノ門地区		●				●		●	①④	

	地区名（街区名）	関連する都市計画							その他		
		地区計画	再開発等促進区を定める地区計画	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区	港区まちづくりガイドラインなど(※2)の範囲
23	汐留西地区	●						●			④
24	赤坂九丁目地区		●			●					
25	三田小山町地区	●		●		●(3)					
26	赤坂四丁目薬研坂地区	●		●		●(2)					
27	六本木三丁目地区	●		●		●					
28	南麻布四丁目地区	●									
29	港南四丁目地区	●									
30	浜松町一丁目地区	●		●		●					
31	赤坂一丁目地区		●			●					①
32	六本木三丁目東地区		●			●					
33	港南一丁目地区	●									
34	浜松町駅西口地区	●		●	●	●					
35	神宮外苑地区		●								②
36	白金一丁目東部北地区		●			●					
37	虎ノ門二丁目地区	●			●						①
38	田町駅東口北地区		●			●					⑤
39	竹芝地区	●			●						
40	虎ノ門三・四丁目地区		●		●						①
41	虎ノ門二丁目10地区		●								①
42	虎ノ門駅南地区		●		●(2)	●(3)			●		④
43	品川駅周辺地区		●		●	●		●			
44	北青山三丁目地区		●			●					②
45	西新橋一丁目北地区	●		●		●			●		④
46	三田三・四丁目地区		●			●					③
47	虎ノ門・麻布台地区		●		●	●					①
48	泉岳寺駅地区	●		●			●				
49	芝浦一丁目地区	●			●						

	地区名(街区名)	関連する都市計画							その他	
		地区計画	再開発等促進区を定める地区計画	高度利用地区	都市再生特別地区 ※1	第一種市街地再開発事業 ※1	第二種市街地再開発事業	区画整理事業	特定街区	街並み再生地区
50	虎ノ門一・二丁目地区		●		●	●				①④
51	品川駅西口地区		●			●	●			
52	赤坂二丁目地区	●			●					
53	白金一丁目西部中地区	●		●		●				
54	西麻布三丁目北東地区		●			●				
55	赤坂七丁目北地区	●		●		●				
56	赤坂二・六丁目地区	●			●					
57	有楽町・銀座・新橋周辺地区		●							④

※1 () 内の数値は事業が2つ以上ある場合の数となります。

※2 港区まちづくりガイドラインなどは、①六本木・虎ノ門地区、②青山通り周辺地区、③田町駅西口・札の辻交差点周辺地区、④新橋・虎ノ門地区まちづくりガイドライン、⑤田町駅東口北地区街づくりビジョン、⑥三田・高輪地区まちづくりガイドライン及び⑦白金高輪駅東部地区まちづくり構想を指します。

東京都市計画 都市再開発の方針に関する地区

再開発促進地区		再開発促進地区(都市再生地区)	
A	竹芝・日の出・芝浦埠頭地区	P	東京都心・臨海地域 (A、B、C、D、F、G、H、赤坂四丁目薬研坂地区、六本木三丁目地区及び第二種高度地区を除く)
B	六本木・虎ノ門地区		
C	臨海副都心地区		
D	汐留地区	Q	品川駅・田町駅周辺地域 (E及び第二種高度地区を除く)
E	田町駅東口地区		
F	六本木一丁目西地区		
G	愛宕地区		
H	環状第二号線新橋・虎ノ門地区		
I	三田小山町地区		
J	南麻布四丁目地区		
K	白金一丁目東部北地区		
L	北青山三丁目地区		
M	白金一丁目西部中地区		
N	西麻布三丁目北東地区		
O	神宮外苑地区		

都市計画決定による街づくり地区位置図

令和5年3月現在

